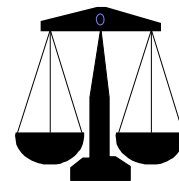




山田義仁税理士事務所通信 2006年8月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

会社法のポイント

今回は、先月に引き続き、会社法について考えていきたいと思います。

会社法施行前から有限会社を持っていた場合

A 今までの有限会社は、「特例有限会社」となります。

平成18年5月1日以後は、新たに有限会社を設立することはできません。また、だからといって、現在の有限会社を株式会社にしなければならない、ということではありません。

B 株式会社に移行しない・まだどうするか決めていない場合は、特に手続きは不要です。

「特例有限会社」の場合には、今までの有限会社と同じなので、
「有限会社」という名前のままでOKです。

定款で任期を定めない限り、取締役の任期がないので、役員の変更登記の必要がありません。

取締役が2人以上いる場合には、業務執行権限や代表権は、それぞれ取締役が有することとなります。定款の規定による取締役の互選、株主総会の決議で、代表取締役を選任することができます。

監査役が必要であれば、置くことは可能です。しかし、取締役会は置くことができません。

決算公告も必要ありません。

有限会社法では、社員(株式会社でいう「株主」)の数は50人以内とされていましたが、特例有限会社においては、制限がありません。

社債や、新株予約権の発行ができるようになります。

C 株式会社に移行する場合は、次の手続きが必要です。

商号を「有限会社」から、「株式会社」に変更するための定款変更を行う

「特例有限会社」の解散登記、株式会社の設立登記を行う 株主総会の特別決議が必要なため、「総株主の半数以上の賛成、かつ、総議決権の 3 / 4 以上の賛成が必要です。

官庁・金融機関への届け出手続きを行う

取引先への連絡

看板、領収書、名刺、封筒等の変更

取締役の任期は、原則として2年（最長10年）になります。任期毎に、役員の改選・登記が必要になります。

決算公告が必要になります。

取締役会、監査役等の会社の機関を、会社の現状にあわせて選択することが可能となります。

詳しくは、山田事務所にお尋ね下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaisya/kaisyahou33/mokuji.htm>



今月のポイント

8月の税務

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・3月9月決算法人個人事業者の消費税中間申告
- ・個人事業税・県市民税の納付
- ・労働保険料の納付（第二期分）
- ・

9月の税務

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・4月10月決算法人の消費税中間申告

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）